

## 瑞穂市審議会等委員の公募基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成20年告示第7号）第3条に規定する委員の公募（以下「公募」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 公募の応募資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 審議会等の委員（以下「委員」という。）として委嘱しようとする日現在において本市に住所を有し、応募時の年齢が概ね18歳以上の者
- (2) 公募委員に選任される日において、本市の他の審議会等の公募委員に選任されていない者
- (3) 本市議会議員及び本市の職員でないこと。
- (4) 開催する会議に出席できること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会等の概要、設置目的、委員構成等を勘案し、特に必要であると認める場合は、必要な条件を付し、又は条件を変更して公募することができるものとする。

(公募の方法)

第3条 審議会等の所管課等（以下「主管課」という。）は、公募を行うにあたっては、次に掲げる事項について、市の広報紙及びホームページ等を活用し、広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称及び会議の目的
- (2) 主な審議内容
- (3) 委員の任期
- (4) 公募時点での会議の開催予定回数
- (5) 応募資格
- (6) 募集人数
- (7) 応募方法
- (8) 選考方法
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他参考となる事項

(応募方法)

第4条 委員の応募方法は、審議会等公募委員応募用紙(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する応募用紙は、別に定める期日までに、主管課に提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 応募者の中から委員を選考するため、企画部長、総務部長、主管部局の部長、課長及び必要に応じ主管部局の部長が指名する者で構成する委員選考審査会(以下「選考審査会」という。)を置く。

2 選考審査会は、提出された書類の審査又は抽選等の方法により、公正に選考する。

3 選考審査会は、非公開とする。

4 委員選考結果及び内容の開示は、瑞穂市情報公開条例(平成15年瑞穂市条例第8号)及び瑞穂市個人情報保護条例(平成15年瑞穂市条例第137号)による。

5 選考審査会の庶務は、委員の公募を行う審議会等の主管課が処理する。

(選考の結果)

第6条 前条の選考審査会において選考を行った場合は、市長等は、選任した応募者に対して、選任通知(様式第2号)により通知するものとする。

2 前条の選考審査会において選考を行った場合は、市長等は、不選任とした応募者に対して、審議会等委員の不選任通知(様式第3号)により通知するものとする。

(任命)

第7条 市長等は、選考審査会で決定した者を委員に任命するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年10月27日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

審議会等公募委員応募用紙

審議会等の名称			
住所	瑞穂市		
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		年齢	歳
性別*	男・女	電話番号	
委員の兼任状況	審議会等名		
職歴・学歴等*			
応募の動機			
自由意見			
備考			

\*印の部分は、任意記載です。

年 月 日

様

印

## 審議会等委員の選任通知

下記審議会の委員公募につきましては、ご応募いただきありがとうございました。

さて、応募いただきました書類等により、委員選考審査会において厳正に審査させていただきました結果、あなたを委員として選任いたしましたのでご通知いたします。

なお、委嘱状交付等につきましてはあらためてご連絡申しあげますので、ご了承願います。

記

### 1. 審議会等の名称

年 月 日

様

印

## 審議会等委員の不選任通知

下記審議会の委員の公募につきまして、ご応募いただきありがとうございました。

さて、応募いただきました書類等により、委員選考審査会において厳正に審査させていただきました結果、今回は、下記の理由により不選任とさせていただきますので通知します。

### 記

1. 審議会等の名称

2. 不選任の理由